

国立大学法人和歌山大学役員会規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 11 号

最終改正 令和 4年 3月16日

(設置)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則（以下「組織規則」という。）第8条第2項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学役員会（以下「役員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 役員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 将来計画及び立案に関する事項
- (2) 中期目標についての意見（国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）が国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）（以下「法人法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）及び本学の中期計画に関する事項
- (3) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (4) 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 本学の学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 内部統制に関する事項
- (7) その他役員会が特に重要と認める事項

(組織)

第3条 役員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事

(議長)

第4条 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、役員会を招集する。

(開会)

第5条 役員会は、原則として月1回以上開催する。

2 役員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、役員会を開くことができない。

(議決)

第6条 役員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 役員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 役員会に関する事務は、企画課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

役員会規程

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1244号）
この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1401号）
この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1641号）
この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1677号）
この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2142号）
この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2394号）
この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。